

出張報告書

令和4年1月27日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 森 伸一

次のとおり出張したので、報告します。

出張年月日	令和4年1月24日 から 令和4年1月25日まで
出張先 及び 調査項目	オンラインで、JIAMの「第3回市町村議会議員特別セミナー」 を受講、福祉関係の4つの講演をきいた。 (演題など詳細は別紙)

報告事項は別紙 (A4, 9枚)



ヤングケアラー ～介護を担う子どもたち～

成蹊大学文学部現代社会学科 教授 澁谷 智子 氏

1, ヤングケアラーとは？

慢性的な病気や障がい、精神的問題などを抱える家族の世話をしている18歳未満の子どもや若者

2, ヤングケアラーの実態

厚労省と文科省が連携して、学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施した（2020年12月～21年2月）

①世話をしている家族がいる；中学2年生が5.7%、高校2年生が4.1%

②. 世話の頻度；ほぼ毎日が3～6割程度。

中2は平均4時間、高2は3.8時間

1日当たり費やす時間；3時間未満が多いが、7時間以上も1割あり
いわゆる「家庭での手伝い」と「ヤングケアラー」との境界線は

①. その年齢の子どもや若者として想定される生活ができない

②. 子ども自身の心身の健康や安全や教育に影響が出てきてしまう

3, ヤングケアラーの背景にある時代の流れ

日本で家族の領域に起きた変化

1世帯あたりの人数：5人（1953）⇒ 2.21人（2020）

共働き数：614万世帯（1980）⇒ 1240万世帯（2020）

ひとり親家庭の数：84.9万世帯（1988）⇒ 123.8万世帯（2011）

精神疾患を持つ人の数：204万人（1999）⇒ 392万人（2014）

人口ボーナス

総人口の中で15～64歳の生産年齢人口の割合が高まること（多産多死から少産少死になるプロセスの中で1回だけ（日本はこの時期に高度経済成長）

国民皆保険、国民皆年金の制度が整備

人口オーナス

総人口における“働く人”の割合が低い状況、

少子化が止まらなければずっと続く、

高齢者の投票率が高いので高齢者が受け入れやすい政策が優先される

家事関連時間（家事、介護、看護、育児、買い物、2014年調査）

夫が有業、妻無業：9時間弱、 共働き：6時間弱、 子育て1人親：4時間

ケアを組み込んでこなかった社会

・自分で生活できるまで約20年、人生の晩年に10年支えてもらう時期がある。

・ケアを受ける、することは多くの人を経験することなのに、経済や社会の側は仕事だけにエネルギーや時間の大半を使う働き方が主流になってきた。

4. イギリスで「ヤングケアラー」を明記した二つの法律

子どもと家族に関する法律、ケアに関する法律（ともに2014年）

子どもと家族に関する法律、第96条

イギリスの地方自治体は、担当地区のヤングケアラーが支援を必要としているかどうか、その場合、それはどんなニーズであるのかを査定しなければならない。

- (1). アセスメント（客観的に評価すること）を実施するのは、
 - ①. 地方自治体から見て、その子どもが支援を必要としている時
 - ②. 子どもが査定してほしいと自治体に頼んだ時
 - ③. その子どもの母親が査定をしてほしいと自治体に頼んだ時
- (2). イギリスの自治体は、自分の地区において、支援を必要とするヤングケアラーを見つけるために必要な措置を取らなければならない。
- (3). アセスメントにおいて査定しなければならないこと
 - ①. ヤングケアラーにとってケアをすることや続けることが適切なかどうか
 - ②. ヤングケアラーがどんな支援を必要としているか、他に何を必要としているか、何を望んでいるか
- (4). 地方自治体は、そのヤングケアラーが自分の教育や訓練、レクリエーション、そして仕事に、どの程度関わっているか（希望しているか）査定しなければならない
- (5). 地方自治体がアセスメントをする時は以下の人に話をきかなければならない
 - ①. ヤングケアラー、②. その両親、③. ヤングケアラーと親の参加を要請した人

クラブ



目的

ヤングケアラーが、自分の考えていること、気持ち、ニーズ、心配事を共有できる安全な場所を提供すること

ヤングケアラーが持っているかもしれない心配事を解決するためのサポートを提供すること

ガイドライン

- このグループで話されたことは、ここだけの話にしておくこと
- 秘密を守ること。ただし、あなたや他の人の安全が心配される時には、あなたが安全でいられるよう、その情報を他の人に伝えなくてはいけないことがあります。
- 自分や人のことを卑下しないこと。
- 発言しないでパスすることもできます。
- ガイドラインや約束を破ることが続いた時には、あなたが次の活動に参加することは認められないかもしれません。

イギリス、ウインチェスター・ヤングケアラーズが作成したスライドを翻訳

(6). アセスメントをする時に考慮すること

- ①. ヤングケアラーの年齢、理解力、家族の状況
- ②. ヤングケアラーの希望、気持ち、アセスメントの結果として何を求めているか
- ③. ヤングケアラーとその両親とケアを受けている人との意見の相違（ケアに関して）

5. ヤングケアラーについて地域でどう把握して支援すれば良いのか

子どもへのアンケート調査、子どもへの啓発、⇒ 子どもの状況を確認して

行政のサービス利用からチェック

支援のレベルを振り分ける

重点サポート：①. ソーシャルワーカー、福祉、子ども関係の部署、民間機関と連携

して、子どものケア時間や負担を減らすためにできることを探す

②. ケアを要する人への支援（医療とも連携）、

③. 地域でのヤングケアラー支援（居場所）

学校でのサポート：①. ヤングケアラーへのサポート

②. 学校でケアについて相談できる環境

③. 学校で勉強できる時間と空間の確保、ある程度柔軟に対応

・ケアを必要とする人を中心に作られている日本の制度において、要介護者や要援護者をサポートする専門職からは、同居する子どもは中高生であっても「インフォーマルな社会資源」「介護力」と見られがち。しかも大人の介護者と同等に扱われるようなところがある。

・家族は余裕がない。

・学校の先生は、家庭のケアの状況まで把握できないことも多い

制度のはざままで、誰からも支援されないヤングケアラー

・ケアを必要とする家族の状況を把握した上で、ケアする子どもの立場にたって、話を聞いたり、相談にのれる専門職はいるか

6. 日本国内の取組み

・埼玉県ケアラー支援条例（2020年3月制定）

・東京都世田谷区、安心サポートセンター

・武蔵野市、NPO 法人NEWの取組み

・ヤングケアラーについて学ぶ（成蹊大学「コミュニティ演習」の授業で）

講演を受けての感想

昨年の6月議会では大関議員がヤングケアラーに関する質問をしたこともあり、どんな取り組みがされているか関心を持ち受講した。研修を受けた日の朝「NHKのあさいち」でもヤングケアラーについて取り上げらタイミングがよかった。

イギリスの先進的な取り組みに比べ日本は大きく遅れていることがわかった。でもいくつかの自治体の事例を知ることができた。ケアを行う子どもの幸福も大切にすべきである。ヤングケアラーの実態の把握につとめ、支援する体制作りを島田市でも始めなければと思った。

いま、見つめなおす「ひきこもり」

～ひきこもり白書 2021 から見えてきたこと～

一般社団法人ひきこもり UX 会議 代表理事 林 恭子 氏
「ひきこもり」とはどんな状況か「自己紹介」も兼ねて最初 20 分ほど話があった

自己紹介



高校2年で不登校、20代半ばでひきこもりを経験する。
信頼できる精神科医や同じような経験をした仲間達と
出会い少しずつ自分を取り戻す。
2012年から、「自分たちのことは自分たちで伝えよう」と“当事者発信”を開始し、イベント開催や講演、
研修会の講師などの当事者活動をしている。

新ひきこもりについて考える会世話人/ヒンキーネット事務局/NPO法人Node理事/
一般社団法人 polyphony 理事
東京新ひきこもりに係る支援協議会委員
京橋水河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム委員
東久留米市男女平等推進市民会議議長 等歴任

一般社団法人
ひきこもりUX会議
共同代表理事 林 恭子

林さんが「不登校、ひきこもり」になった原因

- (1)、管理教育への違和感： 理不尽な校則、教師の体罰、同調圧力
- (2)、母親との関係：過保護、過干渉（自分がない、母の言うことをいかに遂行するか）

ひきこもりは生きるための行為である

1、ひきこもり女子会自治体との取組み

似た状況の人たちが女子会の存在を知り参加、

ひきこもりUX女子会 in OSAKA（豊中、枚方、吹田、大阪、茨木、能勢町）

ひきこもり×おしゃれカフェ

若者女性のための「わたしのこれからライフ」

横浜市男女共同参画センター、西東京市公民館、東久留米市男女平等推進センター

一、広島市男女共同参画推進センター、仙台市男女共同参画推進センターなどで

2、実態調査に寄せられた当事者の声

- ・人に悩みを話すと、怠け者とか言われ傷つくことも多い。何より支援者の理解のなさ、支援者が求めてくるハードルの高さ、もっと当事者の心に寄り添ってほしい。
- ・本当の孤独になったら私はどうなってしまうか不安。安楽死させてほしい、
- ・働いてはひきこもるを繰り返している。社会に居場所をつくれなかった。

3, 「ひきこもり白書 2021」 1686 人の声から見えた、ひきこもり生きつらさ

(1)、就労支援への危惧について

就労や経済的な自立を求めるだけの支援では状況の改善がされない。当事者の声を聞く機会を設けニーズにあった支援の構築が求められる

(2)、ひきこもり支援のあり方

①. 居場所づくり：心理的安全性の確保された場で人や外の世界に慣れることから始める支援（居場所/外出機会の創出）が必要である

②. 支援者への研修と相談できるサービスの構築：行政・民間支援員のひきこもりへの理解促進のための研修、相談窓口の増設、支援年齢の制限を撤廃することが急務である。不適切な対応は逆効果

③. 就労支援：失敗を恐れず、安心して働ける職場環境作りや、何回でもチャレンジできる仕組み、正社員でなくても暮らしていける仕組みが必要

④. 生きるための支援：高齢化したひきこもり当事者、あらゆる地域の関係者が連携、地域連絡協議会等を作り地域で安心して暮らしていける仕組みが必要

(3)、当事者団体への支援

①. 当事者活動について：当事者メディアの発刊、体験談などの講演、イベント主催、居場所作り、交流会の開催に取り組む当事者が増加、ひきこもり支援施策に有用である。「ひきこもり女子会」「ひきポス」「ひきこもりUX」

②. 当事者活動の課題：活動の持続性が困難。当事者団体は当事者へのリーチが、行政は資金確保や場の確保等が強みせあり、連携は互いの苦手分野を補完しつつ、より良い支援の構築が図れる

4, 行政にやってほしいこと

- ・居場所作り当事者活動の支援
- ・当事者、経験者の声を聴く機会作り（講演会、フォーラムなど）
- ・支援者向けの研修（講師を当事者に）
- ・庁内での連携（縦割りをなくし、どのような事例にも対応できるように）
- ・地域資源の開拓（企業、商店、農家など）
- ・各種手続きの指南（福祉の利用方法、行政や地域での生活に必要な手続き）
- ・女性、LGBT 当事者への配慮
- ・訪問者の開拓（歯科医、美容師など）

講演を受けての感想

私のまわりにも引きこもりの方がいる。一緒にすごしている親が亡くなったらどうするのか、ひきこもり支援施策の取組み、充実が島田市にとっても喫緊の課題だと思う。

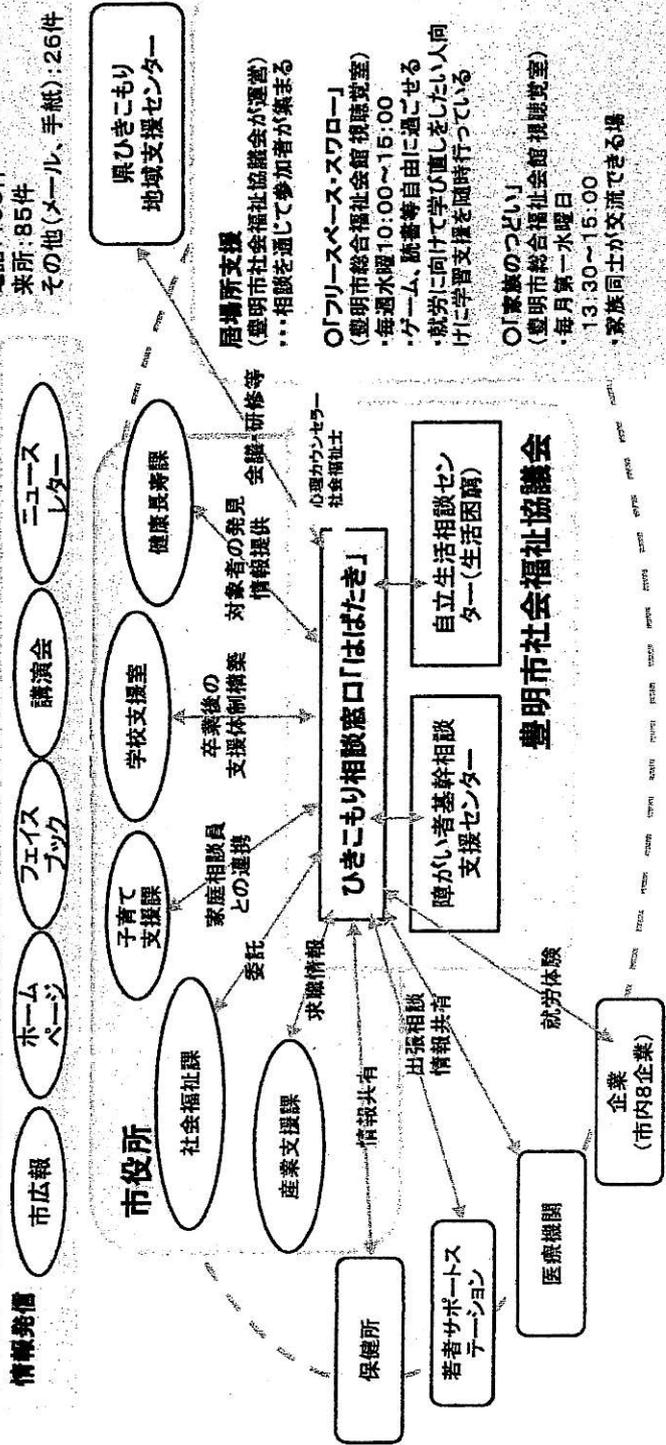
当事者の声を聞く機会をつくる、行政・民間支援員のひきこもりへの理解促進のための研修機会をつくる。地域連絡協議会等を作り地域で安心して暮らしていける仕組みをつくるなど、市に提言していきたいと思った（次ページに愛知県豊明市の取組事例）

市町村によるひきこもり支援の事例（愛知県豊明市）

- 市役所内に相談窓口を設置（市社会福祉協議会に委託）。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先（社会福祉協議会）が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口：68,691人（平成30年10月1日時点）



作成：厚生労働省

豊明市のひきこもり支援体制図

こども食堂と私たちの地域・社会

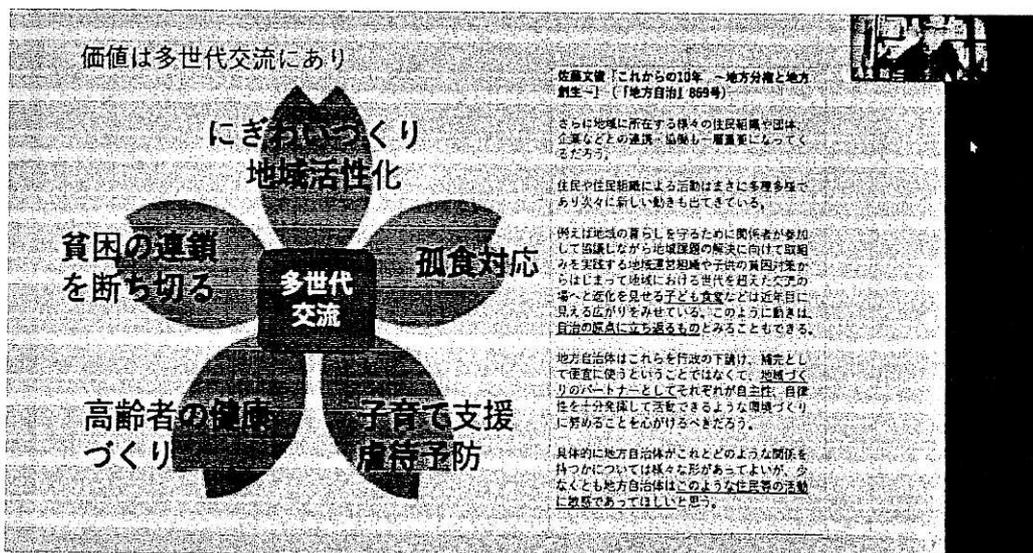
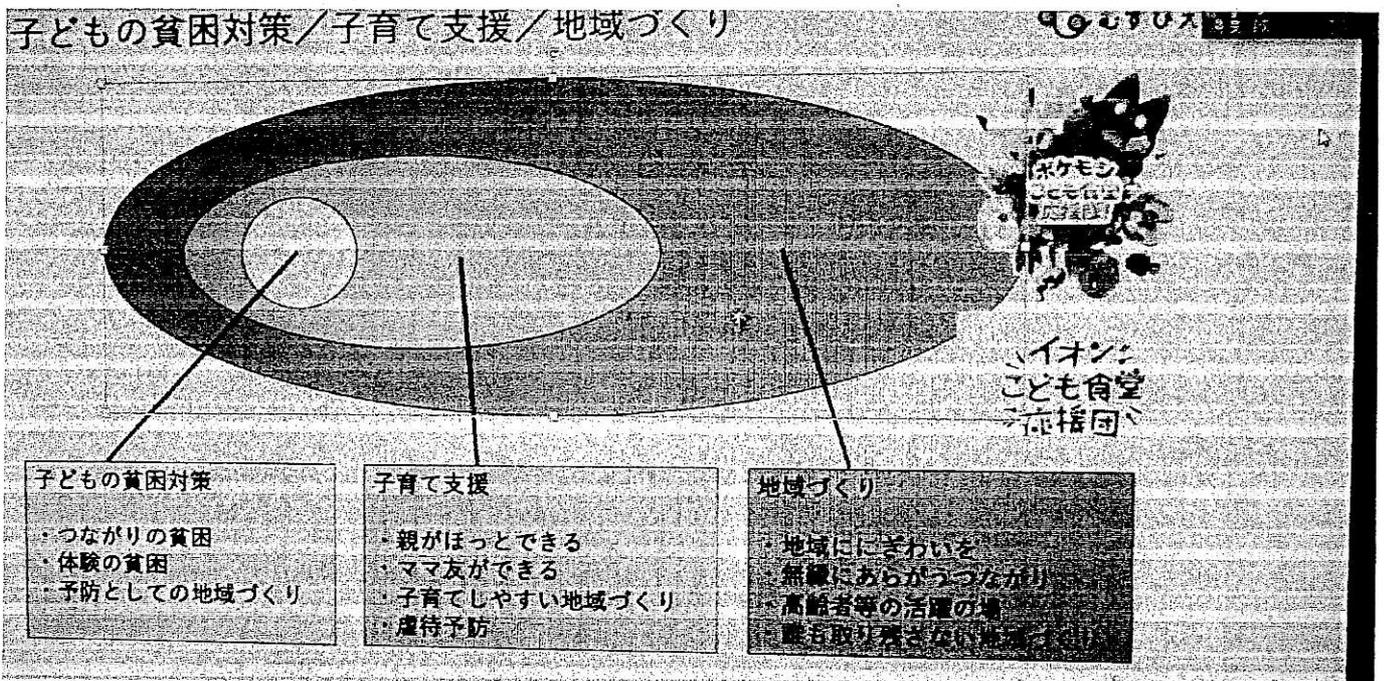
東京大学先端科学技術研究センター 特任教授 NPO 法人全国こども
 食堂支援センター・むすびえ 理事長 湯浅 誠 氏

1. こども食堂とは

- ・ 参加条件がなく、実際に大人や高齢者も参加している場所である
- ・ こども専用食堂、食べられないこどもが行くところというイメージは間違え
- ・ こども（もオッケー）食堂、公園のような地域みんなの憩いの場である
- ・ 「縦割り、横割り、年代割」を排した地域コミュニティづくりの拠点

2021年全国に6007か所ある。2025年には2万か所目標（全小学校区に）

2. 多世代交流、地域づくり



左文の趣旨
 こどもの貧困対策から始まって、地域における世代間を超えた交流の場へと進化した「こども食堂」などの動きは自治の原点に立ち返るもの（佐藤文俊）

“こども食堂” 応援団

イオン、スタバ、ファミリーマート、吉本興業、吉野家などからの支援



イオンは、地域の皆様とともに、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる未来をつくりたいと考えています。この活動を通じて、人と人が支え合う、共助の絆で結ばれる活気と喜びにあふれる地域コミュニティづくりに取り組んでまいります。

3. 目的は「遠くに行く」こと・・・官邸会議提出資料より (21.2.25)

早く行きたければ一人で進め、遠くまで行きたければ皆で進め (アフリカの諺)

- ・持続可能な開発・成長・発達のためには、誰ひとり取り残させない世界の実現が必要 (SDGs)
- ・地域の真のにぎわいは、そこからはじかれられない子ども・大人をなくすことで可能になる (こども食堂の想い)

山口県宇部市の「みんなや食堂」月2回、お寺で開催、毎回300人以上が参加
地域みんなの居場所として機能 (昔のお寺の役割と同じ)

支援目的の居場所 (例：地域包括センター) と交流目的の居場所 (こども食堂)

講演を受けての感想

こども食堂の活動をしている方の話を昨年11月に訊く機会があったが、その時の内容を再度思い浮かべ、「こども食堂は多世代を超えた交流の場」という概念を市民に周知し、活動する方、協力者を増やすような施策の必要性を強く感じた。

コロナに負けない！ 健幸都市（ウォーカブルシティ）のまちづくり

筑波大学人間総合科学学術院 教授 久野 譜也 氏

1, コロナに関連して

コロナ後：高齢者の要介護者が増加する可能性がある

病気の重症化、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状況）、うつの増大
死亡リスク（原因）多い順

1, 高血圧、2, たばこ、3, 高血糖、4, 運動不足、5, 肥満

認知症リスク（原因）、多い順

1, 身体的不活動、2, うつ、3, 喫煙、4, 中年期の高血圧、肥満

認知症予防には運動、スポーツが重要

ウイズコロナにおける高齢者の健康は外出と会話推進等が重要

外出頻度の減少⇒ 会話の減少⇒ ストレス、不安の増加⇒ 基礎疾患の悪化、認知機能の低下

習慣的な運動習慣は市中感染リスクや死亡リスクを低減させる

健康二次被害の予防は3つのリテラシー（知識）の向上が重要

①. ヘルスリテラシー、②. 情報識別リテラシー、③. 高齢者の ICT リテラシー

健康二次被害予防のコンソーシアム参加数：全国で409

自治体102, 企業団体155, 個人 リーフレット配布、メール配信

2, まちづくり

公共交通政策は健康政策

少し不便でよい、歩くことが重要、日本はあまりにも便利さを追求しすぎた

健康まちづくりによる歩数増加による貢献例、1万人が1日2000歩追加歩行で

$0.061 \text{ 円} \cdot 1 \text{ 歩} \times 2000 \text{ 歩} \times 365 \text{ 日} \times 1 \text{ 万人} = 4 \text{ 億円} / 1 \text{ 年}$ 、医療費減

生活習慣病の発症予防のためのまちづくりが重要、自然に歩いてしまうまちに

Smart Wellness City 施策

多くの住民が“健幸”になれるためのまちづくり（歩いてくらせるまちに）

便利さだけを追求しすぎない生活を許容できる価値観を醸成する必要がある

講演を受けての感想

歩くことは重要、少し不便の方が歩き健康に、車いじめをも同感。良い講演であった。

島田市も中心市街地を歩いてまわることを（商店店に立ち寄る、歩くことによる健康増進になる）この観点でより積極的に取り組むべきだと思った。そのためにはこの考え方の市民への周知と理解が前提になるのでその施策も進めなくてはならないと思った。

出張報告書

令和4年2月4日

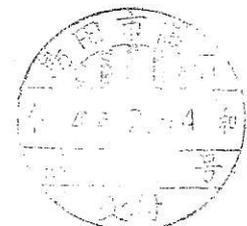
島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 森 伸一

次のとおり出張したので、報告します。

出張年月日	令和4年1月31日 から 令和4年1月31日まで
出張先 及び 調査項目	オンラインでローカル・マニフェスト推進連盟主催の 「オンライン議会最前線 実践と可能性」について 基調講演と3つの市の実践例を聴いた。

報告事項は別紙 (A4, 5枚)



討論の広場と議事機関としての 議会とオンライン

オンライン議会最前線 実践と可能性

法政大学総長 廣瀬 克哉

今問われること

1, 危機管理能力の低さ

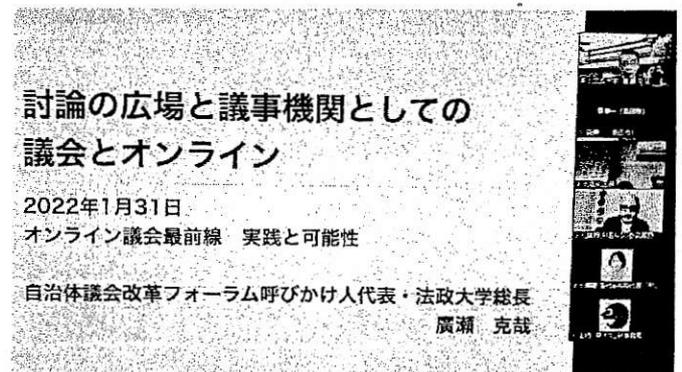
- ・希望的観測に依拠した将来見通しで行動・希望的観測はまずい
- ・ほんとうに議場に集まれなくなったときのことを本気で想定して備えているか? . . .
本気で想定して備える準備が必要である
- ・技術的な制約や不慣れによるオンライン審議のデメリットは、審議ができず議会が機能しなくなるデメリットよりも圧倒的に小さい . . . 割り切る対応が必要

2, 不慣れは理由にならない

- ・実践しなければ慣れる機会がない
- ・試行するには条件が良い ⇒ 今なら対面でのサポートを受けながら習熟していくことができる (想定される将来の危機下ではそれは望めないかも知れない)
- ・社会の広い範囲で多くの人が現にオンラインのコミュニケーションで仕事をし、用を足している . . . 議会も例外ではいけない
- ・そのコミュニケーション経路でしか対応してくれない 人、場合が現実にいる

3, オンラインに習熟する努力をいま

- ・参集して会議ができない場合への備えではあっても、最大限質の良い審議を目指すべき
- ・今のうちに習熟する努力をしておくべき
- ・先行した議会の経験に学ぶ機会もある
- ・後発者の利益を享受しよう
- ・オンラインは対面に劣後するとは限らない
- ・オンラインが対面より優れている場面では平常時から積極的な活用を展開する価値がある



4, 危機対応策の実現のみちすじは状況に依存する

- ・いま、現に人が参集できないのならば、現行法のままだでもオンラインで本会議を行ってしまうことが最適解
- ・本会議の成立要件としての「出席」は、類似の法律の施行規則 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則等) のなかでは「当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合」が明記されている
- ・実際に人が参集できている今ならば、法制度上の課題を明確に整理するための努力を急ぐことが最適解

- ・今は迅速な法改正に最適なタイミングである
- 5, 議決権を行使できる備えだけでは足りない
 - ・参集できない感染危機下でも議決権を行使できるようにする危機対策は「議事機関としての最低限の権能」を維持するためのもの
 - ・市民を含む自治体の「討論の広場」としての議会の機能を維持するための対策は十分か？
 - ・議会活動を市民に対して発信していくこと
 - ・議会が多様なチャンネルを通して市民の声に耳を傾け、市民と意見交換すること

実践報告

「デモテック前進！デジタルとオンラインで議会がかわる」

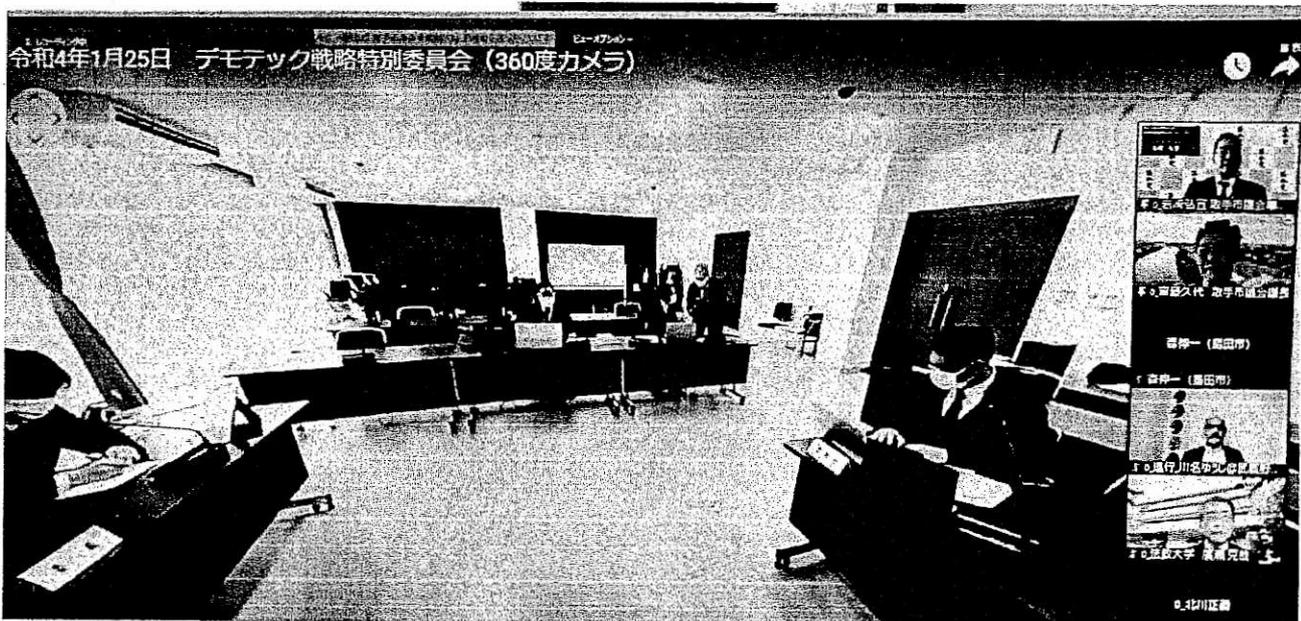
齋藤 久代（取手市議会議員） 岩崎 弘宜（取手市議会事務局次長）

これまでの取手市議会の取り組み

- 2020年4月 議長の決断！Zoomを用いることに
- 2020年7月 総務大臣に直接、意見書手交
- 2020年8月 市議にタブレット貸与
- 2020年8月 動く！デモテック戦略
- 2021年8月 「議会の中に住民がいる 住民の中に議会がある」
- 2021年9月 OL（オンライン）にAI字幕
- 2022年1月 360度カメラの活用

デモテックを進めてきたここまでの結論・・・ 議論は場所じゃない！

*デモテックとは（デモクラシー×テクノロジー）



「オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書」提出

コロナと非常事態に備える！ オンライン本会議実現への ミッションロードマップ

大津市議会局長 清水 克士

1 オンライン本会議を模索する背景

2020年、コロナ感染クラスター発生、市本庁舎閉鎖
感染症対応のロードマップ

- ・ 感染症対応版議会BCPへの改定 議会運営委員会で決定 2020年8月25日
- ・ オンライン本会議実現に係る法改正意見書の提出 本会議で議決
第一次 2020年6月16日 第二次 2021年12月22日
- ・ オンライン本会議実現へ向けての 地方自治法改正要望書を総務大臣に(2021年6月)
- ・ オンライン議会の実証実験 模擬オンライン本会議 2021年1月29日
- ・ 大津市議会委員会条例改正 2021年5月19日
- ・ オンライン議会運営委員会実施 2021年5月28日

2 オンライン本会議の法的課題

(1) 「出席」要件

- * 地方自治法 第113条 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。
第116条 議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し・・・。
第105条 議長は、委員会に出席し、発言することができる。
- * 令和2年4月30日付総行第117号行政課長通知 本会議への出席については、現に議場にいることと解されている。

(2) 会議公開の原則との整合性

- * 地方自治法 第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。
- * 最高裁判決(昭和50年4月15日) 「公開」とは傍聴と会議録の閲覧を認める趣旨
- * 「傍聴」とは、会議の状況を直接見聞すること (地方議会運営辞典(第2次改訂版))

3、総括と展望

- (1) オンライン独自の議事運営方式 を、ハード、ソフトの両面で確立
- (2) 主に非常時用であるため、ノウハウ継承の仕組みづくり ⇒マニュアル化
- (3) 定例的な実践によるオンライン スキルの維持向上が必須 ⇒ (例) 議会BCPに基づく議会防災訓練



もっと市民に開いていく！ 議会 DX の推進でチャンスロスをなくせ

中野 智基（知立市議会議長） 田中 健（知立市議会議員・議会 DX 推進 PT 座長）

議会改革のあゆみ

- ・平成 22 年 12 月 議会改革特別委員会を設置
- ・平成 24 年 2 月 第 1 回議会報告会開催(参加者 300 名)
- ・平成 25 年 3 月 議会基本条例を制定
- ・令和元年 議会改革度ランキング全国 27 位
- ・令和 2 年 8 月 議会のデジタル化に向けた タブレット導入決定
- ・令和 2 年 6 月 議員報酬の特例条例（▲7.5%）
- ・令和 3 年 2 月 ペーパーレス会議システム開始
- ・令和 3 年 4 月 議会モニター制度開始
- ・令和 3 年 5 月 オンライン議会報告会開催
- ・令和 3 年 8 月 第 1 回高校生議会開催
- ・令和 3 年 11 月 マニフェスト大賞優秀賞受賞

オンライン化関連のあゆみ

- ・令和 2 年 7 月 危機管理の一環として、オンライン会議システムを体験 ⇒会派室のパソコンを使用して、会派代表が事務局 と Zoom 会議を実施 ⇒後日、全員協議会で Zoom 会議を体験
- ・令和 2 年 8 月 第 121 回議会改革特別委員会で、タブレットの導入が決定
- ・令和 2 年 9 月 委員会条例の改正「開催の特例（オンライン会議）の追加」。議会 BCP を補完する「知立市議会新型コロナウイルス感染症対応指針」を策定し、委員会オンライン開催のフローを明示。市議会のデジタル化
- ・令和 3 年 1 月 議会フロア無線 LAN 環境整備
- ・令和 3 年 2 月 議会防災訓練と災害対策会議をオンラインで開催
- ・令和 3 年 2 月 情報通信端末機器タブレットの導入、ペーパーレス会議システムの導入、グループウェアの導入
- ・令和 3 年 2 月 「知立市議会情報通信機器運用基準」を策定し、3 月定例会より公式の会議で電子通信機器の運用を開始。議員、理事者共にペーパーレス会議が可能になった。1 年間は試行期間として、紙資料も配布された。
- ・令和 3 年 5 月 第 35 回議会報告会をオンラインで開催
- ・令和 3 年 8 月 オンライン委員会運営要綱を策定
- ・令和 3 年 11 月 第 37 回議会報告会をハイブリッド開催(会場とオンラインの同時開催)

オンライン議会報告会の様子

- ・令和 3 年 5 月 第 35 回議会報告会を、初めて市民とオンラインでつないで開催 ⇒直前までリアルで開催するかオンラインに切り替えるか迷ったが、リスクを感じながら市民を集めて開催することには抵抗感がある

- ・ このコロナ禍だからこそ、市民とつながりたい（声を聴きたい）のに集まらない歯がゆさ ⇒2月に導入したタブレット端末を活用したオンラインが解決策
- ・ 議員は議事堂委員会室に参集し、市民はオンラインで参加する「ハイブリッド方式」を採用
- ・ オンライン参加者48名（うち議員20名）⇒急な変更により周知期間が足らなかったが、市の公式LINEアカウントや議員のSNSなどを通じて拡散
- ・ 28名の参加者のうち11名がアンケートに回答 ⇒Google Formの利用で、参加者の声を聴くことができた。1年前のコロナ禍の際は、HPでの報告のみ。意見・感想をメールで募集したが、反応は「0件」。
- ・ 年代も通常よりも若く、初参加が多くみられた ⇒リアル開催と、参加人数の大きな変動はないが、現役世代を含む新しい参加者が多く、新たな手法により、新たな参加者を得ることができた
- ・ 説明者による共有画面操作での説明は、会場でプロジェクターを見るよりもわかりやすい
- ・ 運営としては、オンライン参加者が会場と同じ臨場感で参加できるように、オーディオインターフェイスなどを使用して会場のリアルな音声と映像を配信する必要がある
- ・ オンラインでは参加できない市民への対応が必要
- ・ 次回以降の開催は、リアルでの開催を主軸に、オンラインでの参加も可能なハイブリッド方式を通常方式とする（決定）
- ・ 初めての試みで市民の参加があるのか不安もあったが、広報（ホームページ等）だけでなく、個々の議員の声かけ（SNSを含む）は必要（実施に関する議員間の意識の格差は止むなし）。
- ・ 同年4月に始めた市議会モニター制度も功を奏した。
- ・ 技術的な不安は、人材が居なければ学びながらクリアしていくしかない（自分たちが汗をかく。ネットには情報が溢れている）。
- ・ 技術的な検証やオンラインならではの運営方法について、協議を重ねてこぎつけたが、新たな市民の参加や、非接触・非対面での交流が実現することができ、新たな住民参画の形が見えた。

講演を受けての感想

取手市の実践及び大津市の実践例は以前にもきいたことがあったが、例えば取手市の360度カメラの活用例はすごいと思ったし、「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を島田市でも出すべきだと改めて思った。

知立市のオンラインをつかっての議会報告会、詳細についてきいて、島田市の参考にしたいと思った。

出張報告書

令和4年2月14日

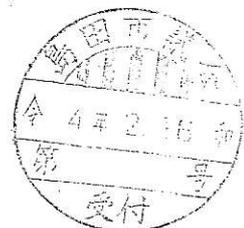
島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市議会議員 森 伸一

次のとおり出張したので、報告します。

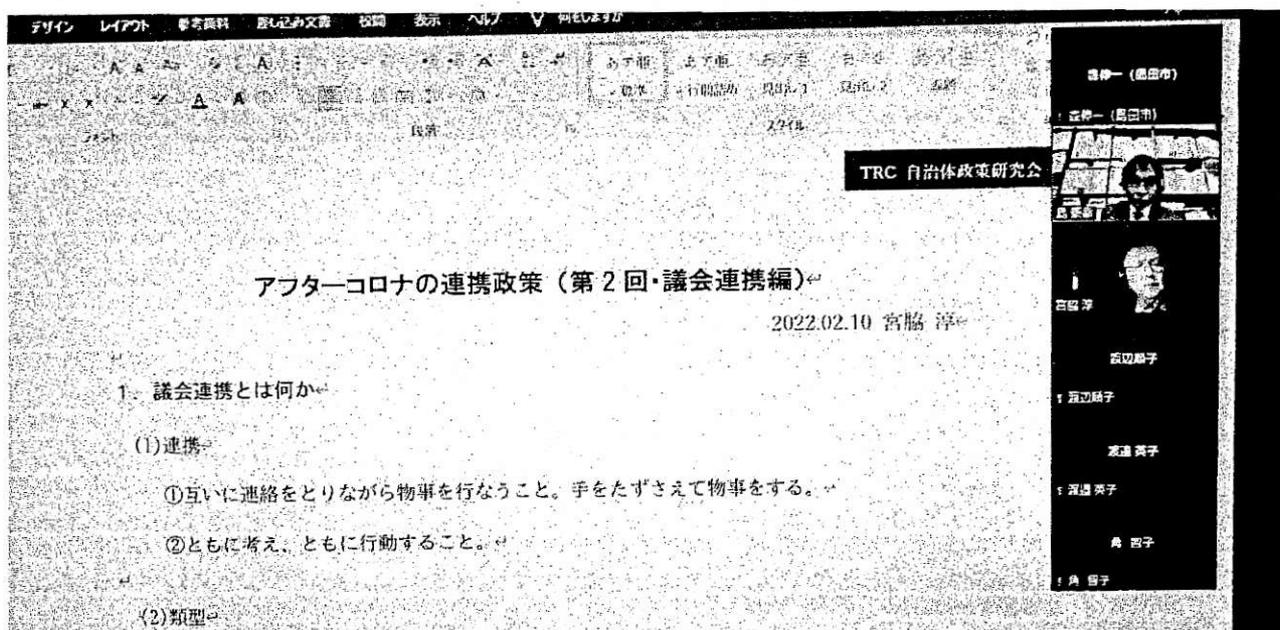
出張年月日	令和4年2月10日 から 令和4年2月10日まで
出張先 及び 調査項目	TRC自治体政策研究会 主催 ＜シリーズ：アフターコロナの連携政策の第2回 「議会連携編」をオンラインで受講した

報告事項は別紙（A4，3枚）



アフターコロナの連携政策（第2回・議会連携編） 2022.02.10

北海道大学 法学研究科・公共政策大学院 教授 宮脇 淳



1. 議会連携とは何か

(1) 連携とは

- ①互いに連絡をとりながら物事を行なうこと。手をたずさえて物事をする。
- ②ともに考え、ともに行動すること。(信頼関係を持つ、上下関係なし)

(2) 類型

- ①議会行政間連携、
- ②議会間連携、
- ③議会民間間連携

2. 議会行政間連携・議会間連携（平時）

(1) 平時の議会の役割＝

- a. 執行部へのチェック機能と教育機能(職員に具体的な事例紹介、提案をする)
- b. 民主主義・地方自治の充実

(2) 平時の連携

①行政側の機能連携の拡大

財務管理などのシステムの広域化、指定管理、業務委託など官民連携が進んでいる
その結果、選択肢や説明責任が限定され、議会は連携の可否を決定するだけ。

⇒議会のチェック機能・教育機能に変化がおきている。

例えば、指定管理導入を審議するとき、公共性の判断をするためマキシミンの原則をベースにする。(住民にとってデメリットがより少ない方を選択すべき)

◎ マキシミン（社会システムの公平構築）の原則

合理的選択の準則の一つで、ある行為をとった場合にその行為がもたらすであろう最悪の事態を比較して、そのなかで最も害悪の少ない選択肢を選ぼうとする行動

様式をさす。

②. 民主主義・地方自治の充実

議会の役割・・議論を通じた充実、行政と住民の政策的つなぎ手
自治会・町内会（共助・任意団体）との連携を

③. 情報ネットワークの連携

議会図書館の活用連携例

- ・東京都議会図書館条例（館は、都議会議員の職務の遂行に必要な図書館奉仕を提供する目的を妨げない限度においてこれを一般に利用させることができる。）
- ・菊川市議会図書室と菊川市立図書館及び静岡県立中央図書館との連携・協力

3. 議会行政間連携・議会間連携（災害時・非常時）

①議会議員の自助、共助、公助とは何か

自助＝議会及び議員行動・・議員自身は良き市民として、地域で避難所や在宅避難の
住民の意見・要望を吸い上げる役割が

住民の役割、議会議員の役割、行政職員の役割の相互連携

“平時の分権、危機時の集権”ということばもある。

②BCP（業務継続計画 Business Continuity Planning）の枠組みの有無

- ・議会運営に関する連携
 - ・災害時の議会の役割
 - ・議会の地域に対する役割
- [議会組織として] BCP の作成が求められる

③. 議会の広域連携について法制度未整備、しかし事務局の共同設置については法制化 （地方自治法 252 条の 7） 災害の広域化に対応する必要がある

4. 議会民間間連携

①大学との連携

- ・茨木市議会と立命館大学

地域社会の発展と人材育成の貢献を目的とする（平成 28 年 6 月）

- ・彦根市議会と滋賀大学

地方自治及び地域社会の活性化と地域創生を担う人材の育成が目的

②民間企業との連携

株式会社アドバンスト・メディアと取手市議会・取手市との音声テック関連技術連携
協定・・・オンライン議会の先進的な取り組みをしている市

流山市「自治会ハンドブック」

I 自治会について

II 自治会への支援（補助等について）

自治会活動全般に関すること、自治会館に関すること、

防犯・防災活動に関すること、環境保護・整備に関すること

高齢者支援に関すること

III 自治会活動に活用できる事業の紹介

1. 自治会運営のサポート
2. 自治会活動への講師派遣に関する事
3. ごみ集積所・清掃に関する事、
4. 高齢者施策に関する事
5. 機器の貸出し

IV 自治会に関連する事業・団体等の紹介

1. 自治会から推薦される委員について
2. 自治会の協力により実施する事業等について
3. 自治会に関係する団体等について
4. その他市からの情報について

V 文書配布について

VI 自治会活動に関する問い合わせ先一覧

講演を受けての感想

1. 行政側の官民連携が進んでいる、例えば指定管理者制度について、参加者からの「収益を生む上での裁量が含まれる施設管理等では民間活用も生きると思いますが、行政サービス自体を民間にとなると、結局はそこで働く人の人件費抑制に行きつき、本当によい施策といえるのか、疑問が生じます」という質問に「市民のための公共サービスが維持されるか、給料削減につながるかなど調べ、マキシミンの原則をベースに判断を」との回答だったが、審議をするうえで大切な発想であると思った。
2. 流山市の「自治会ハンドブック」を関係者で読み、島田市で使える部分は利用したらよい（島田市でもいくつかの決まりが作られているが）
3. 議会図書館については先月研修したが、図書館を議員がいかに利用するかが前提となるが、菊川市の様子はきいてみたい。
4. 災害時の対応については市議会でもBCPを作成した、再度内容を吟味してみたい。